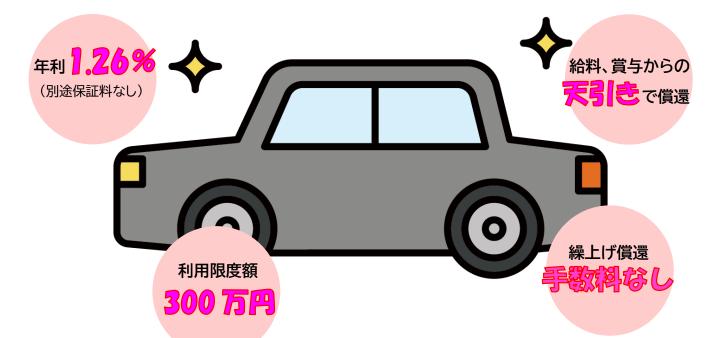
貯金を下ろして買う? でも備えておきたい…



民間のマイカーローンを使う? 最近は金利が高いんだよな…

こんなとき…

共済組合の物資事業があります



~購入から償還開始までの流れ~

- 職場の共済担当課で「物資購買限度額確認書兼購入票」(以下 「購入票」)の交付を受ける
- 2 指定店に「購入票」を提出
- 3 指定店から共済組合に請求
- 4 共済組合が立替払い
- 5 給料・賞与から天引き開始

手続きはとっても簡単!

購入票を職場からもらって、 指定店に提出するだけ



詳しくは、福祉事業-物資事業

をご覧ください。

問い合わせ先

経理福祉課 ☎0

25092-651-2488